

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和8年4月24日午後4時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所7階大会議室Cに招集する。

記

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地改良届出について

農業委員

出席者 13名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦
5番 加藤ふく子	6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一
9番 山田 正子	10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子
14番 杉浦 俊広			

欠席者 1名

13番 酒井 行教

農地利用最適化推進委員

出席者 13名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
9番 杉浦 克敏	10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也
13番 稲垣 重雄			

午後4時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 11番 神谷 友裕 12番 塚本 信子

議 事

議 長 はじめに、議案第 3 号整理番号 1 1 を上程します。
なお、本件は農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項により、山本
坂一委員は退席をお願いします。

(山本坂一委員退席)

それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。
6 ページをお願いします。

議案第 3 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号 1 1]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日まで

説明は以上です。

議長 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第3号整理番号11を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第3号整理番号11を原案通り決定します。

(山本坂一委員着席)

議長 次に、議案第3号整理番号12を上程します。
なお、本件は農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、加藤彰夫は退席いたします。
退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。
委員

事務局 それでは、説明させていただきます。
7ページをお願いします。

議案第3号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号12]

(所在及び面積)



(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年6月1日から令和18年1月31日まで

説明は以上です。

杉浦俊広 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
委 員 議案第3号整理番号12を原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第3号整理番号12を原案通り決定します。
委 員

(加藤彰夫委員着席)

議 長 それでは、議案第1号から議案第3号及び報告第1号から報告第5号
までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

1ページをお願いします。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可について

〔受付番号1〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は7aになります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2ページをお願いします。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について

〔受付番号1〕

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

砂利採取及び粘土採取

申請地は、北部生涯学習センターの北西約270mのところに位置しています。農地区分は農用地区域内農地です。

申請人は、碧南市に本社を置き、主に砂利及び粘土採取業を営む法人です。申請人は、本申請地周辺で良質な砂利及び粘土が採取できることが見込まれたことから、砂利及び粘土採取場として一時転用したく、本申請に及んだものです。

なお、砂利及び粘土採取後、埋め戻しに使用する土は良質土を使用し、農地復元計画書に基づき敷地全体を耕作可能な畑に復旧します。

また、砂利採取計画認可については知立建設事務所と、道路占用許可については土木管理課と、土砂等の採取及び埋立て等許可及び水路占用許可については農政課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号2〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、一里山市民館の東約350mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

申請人は、住所地にてこれまで家族3人で暮らしていますが、手狭になってきたため、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅1棟97.71㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

3ページをお願いします。

議案第3号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号1〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

使用貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（期間）

令和8年6月1日から令和12年11月30日まで

以下、6ページの〔整理番号10〕までの申し出がありました。
内容については、記載のとおりです。

8ページをお願いします。

報告第1号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

なお、以降受付番号が1番から付番されていないものは前年度に付番しているものであり、以降も同様となりますので、ご了承願います。

〔受付番号48〕

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

住宅敷地

以下、〔受付番号49〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

9ページをお願いします。

報告第2号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号167〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分譲住宅敷地

以下、13ページ〔受付番号6〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

14ページをお願いします。

報告第3号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

畑 0.4ha

(当該事業年度売上高)

3,800,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 ぶどう

関連事業等の内容 農産物販売

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地所有適格法人の要件である農地法第2条第3項各号は満たしてあります。

以下、〔整理番号2〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

15ページをお願いします。

報告第4号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

[整理番号 2 4 9]

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和 8 年 3 月 1 1 日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

依佐美 2 期エリアによる売買のため

以下、18 ページ [整理番号 1] までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

19 ページをお願いします。

報告第 5 号

農地改良届出について

[受付番号 1 8]

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

田畑転換

(造成期間)

令和8年4月10日から令和8年4月30日まで

以下、〔受付番号19〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長 上程議案並びに報告についてご審議をお願いします。
異議質問等ありませんか。

議 長 議案第1号受付番号1の3条許可について、申請事由が経営面積拡大のためとあるが、取得後の経営面積が7aとのことで、申請地の面積と変わらないが耕作経験はあるのか。

事 務 局 譲受人は申請地にて以前よりヤミ耕作をしており、また東浦町にて利用権設定により耕作経験があることを東浦町農業委員会に確認済です。耕作経験があるため、事由を経営規模拡大としておりますが、東浦町の借入農地は今後解約をする予定のため、取得後の経営面積は7aといたしました。

議 長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。
議案第1号から議案第3号及び報告第1号から報告第5号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第1号から議案第3号及び報告第1号から報告第5号までを原案通り決定します。
本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午後 4 時 3 0 分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

1 1 番 _____

1 2 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 石 川 晴 雄

課長補佐兼係長 酒 井 武 士

主 事 加 藤 立 紀